

相続専用定期預金

「つながる想い」

お取扱期間：令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)

大切な想いをつないでいきたい

相続により受け継がれた大切な資産を

特別な金利の定期預金でお預かりさせていただきます

特別金利

お預入れ期間：6か月

お預入れ期間：1年

年 **0.6%**

年 **0.45%**

税引後 **0.47811%**

税引後 **0.3585825%**



裏面もご覧ください

 **水沢信用金庫**

水沢信用金庫

検索

<http://www.mizusawashinkin.co.jp>



本店：奥州市水沢字日高西71番1 TEL23-5191
江刺支店：奥州市江刺川原町82番地 TEL35-2163
原中支店：奥州市水沢太日通り三丁目6番22号 TEL24-6121
南支店：奥州市水沢西上野町10番4号 TEL24-5126
胆沢支店：奥州市胆沢若柳字甘草13番地 TEL46-4081
あねたい支店：奥州市水沢上姉体二丁目1番30 TEL47-5070

前沢支店：奥州市前沢駅東二丁目9番地3 TEL56-5511
金ヶ崎支店：胆沢郡金ヶ崎町西根西地藏野35番地1 TEL44-5400
羽田支店：奥州市水沢羽田町宝生35番地16 TEL25-5015
駅前支店：奥州市水沢中町133番1 TEL25-2662
東支店：奥州市水沢佐倉河字前田24番地 TEL22-5300
(市外局番 0197)

※くわしくは説明書をご用意しておりますので、お近くの水沢信用金庫窓口または、渉外係までお気軽にお問い合わせください。

令和7年4月1日現在

商品概要

(2025年4月1日現在)

商品名（愛称）	相続専用定期預金「つながる想い」
ご預金の種類	自由金利型定期預金（スーパー定期）【単利型】 自由金利型定期預金（大口定期）【単利型】
お預けいただける方	相続人であることが確認できる個人のお客さま
お預け入れ	(1) 預入方法 … 一括預入 (2) 預入金額 … 100万円以上かつ相続により受け取られた金額を上限といたします。 (3) 預入単位 … 1円単位
お預け入れ期間	6か月もしくは1年 ※証書式のみの取扱いとし、通帳式および総合口座での取り扱いはできません。 ※元金・元利金継続のいずれも選択が可能です。
適用金利	1. 適用金利 6か月：年0.6% 1年：年0.45% 2. 利払方法 満期日以後に一括して支払います。 3. スーパー定期 ■付利単位を1円として、預入日から満期日の前日までの日数について1年を365日とする日割計算を行います。 大口定期 ■付利単位を100円として、預入日から満期日の前日までの日数について1年を365日とする日割計算を行います。
ご利用条件	● 1年以内に相続を受けた、金融機関（当金庫も含む）の預金を預け入れる方。 ● 相続手続き完了後1年以内に相続した不動産、有価証券等を換金したのも対象となります。 ● お申し込み時に「相続手続きをおこなった書類」「相続預金を受け取られた書類」などを確認できる書類をご提示いただきます。 【確認書類の例】 □相続手続きをおこなったことが確認できる書類 遺産分割協議書、金融機関に提出した相続依頼書の写し、戸籍謄本遺言書（公正証書遺言または自筆遺言で検認済のもの）など □相続預金を受け取られたことが確認できる書類 被相続人の解約通帳、預金計算書の写し 売却代金の確認書類（原資が不動産・有価証券換価代金の場合）など
自動継続後の取扱い	自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
中途解約時の取扱い	金庫所定の中途解約利率を適用いたします。
税金	お利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には「復興特別所得税」が追加課税されております。
その他	本商品は預金保険制度の対象商品です。

詳しくは窓口または渉外係へお問い合わせください

自由金利型定期預金〔M型〕＜単利型＞
（つながる想い）

令和7年4月1日現在

1.商品名 （愛称）	<ul style="list-style-type: none"> ・相続専用定期預金「つながる想い」（スーパー定期単利型） （つながる想い） ・取扱期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
2.販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人であることが確認できる個人の方。 ・金融機関（当金庫以外の金融機関を含む）での相続手続完了後1年以内であることが確認できる個人の方。
3.期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・6ヵ月 ・1年 ・自動継続扱いのみ
4.預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・100万円以上かつ相続した預金を上限とする ・1円単位
5.払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払戻します。
6.利 息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・預入期間 6ヵ月：年0.6% ・預入期間 1年：年0.45% ・預入時の利率を約定利率として初回満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とし、預入日から満期日の前日までの日数について1年を365日とする日割計算となります。
7.税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・お利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には「復興特別所得税」が追加課税されております。
8.手数料	—
9.付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・マル優の取扱いができます。
10.中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
11.金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・営業店窓口へご照会ください。
12.苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9時～17時、電話：0197-23-2498、FAX：0197-25-7073）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13.その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・証書式のみのお取扱いとし、通帳式および総合口座でのお取扱いはできません。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。）

自由金利型定期預金〔単利型〕
(つながる想い)

令和7年4月1日現在

1.商品名 (愛称)	・相続専用定期預金「つながる想い」(大口定期単利型) (つながる想い) ・取扱期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
2.販売対象	・相続人であることが確認できる個人の方。 ・金融機関(当金庫以外の金融機関を含む)での相続手続完了後1年以内であることが確認できる個人の方。
3.期 間	・6ヵ月 ・1年 ・自動継続扱いのみ
4.預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・1,000万円以上かつ相続した預金を上限とする ・1円単位
5.払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6.利 息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利 ・預入期間 6ヵ月:年0.6% ・預入期間 1年:年0.45% ・預入時の利率を約定利率として初回満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を100円とし、預入日から満期日の前日までの日数について1年を365日とする日割計算となります。
7.税 金	・お利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には「復興特別所得税」が追加課税されております。
8.手数料	—
9.付加できる特約事項	—
10.中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、下記の期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 ・預入日から1ヵ月未満に解約の場合、下記A、B、Cのうち最も低い利率を適用します。 ・預入日から1ヵ月以後に解約の場合、下記B、Cのうちいずれか低い利率を適用します。 A. 解約日における普通預金利率 B. 約定利率－約定利率×30% C. 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (注1)基準利率とは、解約日から満期日までの期間に対応した当金庫所定の利率。 (注2)Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%とします。
11.金利情報の入手方法	・営業店窓口へご照会ください。
12.苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9時～17時、電話:0197-23-2498、FAX:0197-25-7073)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

13.その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・証書式のみのお取扱いとし、通帳式および総合口座でのお取扱いはできません。・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。)
---------------	--